

第 13 章 国内制度の変更に関する情報

決定 15/CMP.1 パラグラフ 21 の規定に基づき、我が国の国内制度について、前回のインベントリ提出からの変更点を報告する。

- 温室効果ガス排出量算定方法検討会の「HFC 等 3 ガス分科会」は「HFC 等 4 ガス分科会」に名称が変更された。
- 温室効果ガス排出量算定方法検討会のインベントリワーキンググループ下に NMVOC タスクフォースが設置された。

第14章 国別登録簿の変更に関する情報

決定15/CMP.1 パラグラフ22の規定に基づき、我が国の国別登録簿について、前回のインベントリ提出からの変更点を報告する。

14.1. 2012年において我が国の国別登録簿でなされた変更点の概要

表14-1 2012年において我が国の国別登録簿でなされた変更点

報告項目	変更点の記述
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(a) 登録簿管理者の名前又は連絡先の変更	我が国の登録簿管理者（RSA）の連絡先が以下のとおり変更となった。 （変更前） Mr. Toshiaki Nagata, nagata-toshiaki@meti.go.jp （変更後） Mr. Norihiro Kimura, kimura-norihiro@meti.go.jp
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(b) 協力構造の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(c) 国別登録簿のデータベース又はキャパシティの変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(d) 技術的基準の確保に関する変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(e) 不一致を最小化するための手続の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(f) 安全対策の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(g) 公開情報リストの変更	ユニット保有量及び取引の情報は、決定14/CMP.1で定義されているように、標準電子様式（Standard Electronic Format: SEF）に基づいて公に入手できるようになっている。2012年4月に2011年分の情報を公開した。 以下の情報は機密保持の懸念があるため公開されていない。 - 個別の口座レベルにおけるユニット保有量 - 我が国の国別登録簿がユニットを移転した際の移転先口座、及び我が国の国別登録簿がユニットを取得した際の取得元口座 なお、可読性の向上のために、ユニットに関する情報はそれぞれのシリアル番号と関連付けられていない。
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(h) インターネットアドレスの変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(i) データ保存の完全性を確保する手段の変更	変更なし
決定15/CMP.1、附属書II、パラ32.(j) テスト結果の変更	変更なし

14.2. 我が国の国別登録簿になされた変更に関する参考情報

- 2012年2月、ネットワーク機器のセキュリティアップデートを実施した。国際取引ログ（the International Transaction Log: 以下、ITL）や他の登録簿の機能に影響はない。
- 2012年3月、口座保有者が、国の管理口座へ移転した履歴から、複数の京都ユニットを

選択して、償却、取消、補填の事実を示す通知を出力する機能が改修された。また、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、使用された京都ユニットを登録簿管理者が一元的に記録、管理する機能が追加された。追加された機能は国際間の通信を必要としない機能であるため、ITLや他の国別登録簿の機能に影響はない。

- 2012年4月、京都ユニット保有量及び実施されたトランザクションについての公開情報は、2011年のSEFをもとに更新された。決定13/CMP.1 附属書にて公に入手可能にするよう要請されている以下の情報については、主に機密保持の懸念上の理由から公開されていない。（下記の括弧内のパラグラフ番号は、決定13/CMP.1 附属書のものである）
 - 口座の代表者氏名（パラグラフ45(e)）
 - 情報公開対象のERU、CER、AAU及びRMUのクレジット特定番号（パラグラフ47）
 - 年始時点における口座毎のERU、CER、AAU及びRMUの総保有量（口座種別毎の総保有量のみ公表）（パラグラフ47(a)）
 - 期間中に我が国の国別登録簿が取得したERU、CER、AAU及びRMUの移転元口座番号（移転元登録簿のみ公表）（パラグラフ47(d)）
 - 期間中に我が国の国別登録簿から移転されたERU、CER、AAU及びRMUの移転先口座番号（移転先登録簿のみ公表）（パラグラフ47(g)）
 - 口座毎のERU、CER、AAU及びRMUの現在の保有量（口座種別毎の現在の保有量のみ公表）（パラグラフ47(l)）
- 2012年5月、DNSサーバとミドルウェアのセキュリティアップデートを実施した。ITLや他の登録簿の機能に影響はない。
- 2012年6月、我が国の登録簿管理者情報が変更となった。
- 2012年9月に、京都議定書登録簿システムのための技術仕様(Data Exchange Standard: DES)の一部文書が更新された。更新された文書と我が国の国別登録簿への影響は以下のとおり。
 - DES本編（バージョン1.1.9）が公開された。我が国の国別登録簿の変更はなし。
 - 第二約束期間向けの機能性試験の追加に伴い、DES annex H（機能性試験、バージョン1.1.3）が公開された。我が国の国別登録簿の変更はなし。2012年11月、第二約束期間向けの機能性試験を試験環境において実施した。
- 2012年10月、国別登録簿システムと接続している我が国の電子申請システムの更改に伴い、電子申請に関する各種機能を改修した。追加された機能は国際間通信を必要としない機能であるため、ITLや他の国別登録簿の機能に影響はない。
- 2012年12月、DNSサーバとネットワーク機器のセキュリティアップデートを実施した。ITLや他の登録簿の機能に影響はない。